

地域金融機関の職員様向け

NEWS LETTER

2011.8. Vol.18

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『ポイントは、「小規模宅地等の特例」の適用』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『相続手続きの流れ』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

7/29・30、地元上井草の夏の風物詩「かみいぐさ夏まつり」が開催されました。

初日はメインの時間帯に雨が降ってしまいちょっと残念でしたが、翌日はぎりぎり天気もって例年通りのにぎわいに。関係者一同ほっと胸をなでおろしました。



夏祭りといえば、粋な浴衣と盆踊り。

初日の雨の中、踊り手として会場を盛り上げて下さった地元信用金庫の職員のみなさま、ありがとうございました！

<サポート事例>

『ポイントは、「小規模宅地等の特例」の適用』

今年の3月、新宿区の信用金庫次長様のご紹介で相続手続きのご依頼を受けました。

公正証書遺言が残されていたので、当事務所では戸籍等の収集から遺言執行サポートまでを担当。パートナーの司法書士と連携して、相続登記まで行いました。

もっとも本案件の最大のポイントは、「小規模宅地等の特例」が使える案件だったということ。特例が適用できれば、相続税は支払わなくて済みます。

こちらの手続きはパートナーの税理士が担当し、8月に入って、無事相続税申告まで完了しました。

『ニュースレターのサポート事例のイメージどおり』(新宿区 信用金庫 次長 M.N様 46歳)

——実際に当事務所の機能を活用されてみていかがでしたか？(相続手続きサポート)

貸金庫の契約をされていたお客様がお亡くなりになり、手続きのためご家族の方が来店されました。

当店では、お亡くなりになったお客様名義でまともったご預金をお預かりしていました。また、最近ご自宅を建て替えになられたことをお聞きしていました。

世間話しの中で、今後の相続手続きのことについて

つづき↓

<サポート事例>

てご質問されたので、財産の調査が必要なことや基礎控除のことなど、一般的な手続きの話を申し上げました。

ご家族の方もいろいろと研究されていたようですが、「手続きのことは専門家に任せた方が間違いないと思います。どなたかお知り合いにいらっしゃいますか?」とお尋ねしたところ、あてがないので紹介してほしいとのこと。

単独の案件であれば、当店にもつき合いのある経理士や司法書士はいますが、本件は遺言執行から登記、相続税申告まで、ワンパッケージで総合的なコーディネーター力が求められる案件。そこで、常々ニュースレターの内容からトータルな問題解決をされていると聞き及んでいた銚立先生にま

めてもらおう考え、なんの迷いもなくご紹介させていただきました。

手続き期間中は、都度、銚立先生から途中経過のご連絡をいただいていたので、これですべてなんだろうなど。逆に、ご家族の方からはなにも連絡がなかったので、連絡がないということはきっとご満足されているのだろう、とっていました。

無事、すべての手続きが完了したとのご報告を受けて、いま思うのは、ニュースレターのサポート事例のイメージどおりだったということです。

さて、金庫としては、大事なものはこれからです。(お客様に)「どうですか? その後」と、今後も当金庫のスタンスでお客様とのお取引を深めていきたいと思っています。

<相談業務引き出しメモ>

『相続手続きの流れ』

相続手続きの流れは、通常以下ようになります。

1.遺言書の有無の確認

自筆証書の場合は家庭裁判所の検認手続きを行い、公正証書の場合は遺言執行者を確認します。

2.法定相続人の確認

被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等と、相続人の戸籍謄本を取得します。

3.遺産内容の調査・確定

不動産、現預金、有価証券、事業用財産、みなし相続財産(生命保険、損害保険、退職手当金等)、その他の財産(生前贈与、貸付金等)、非課税財産(墓地、死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額等)、債務(借入金、公租公課、保証・連帯債務、

葬式費用等)などを調査し、遺産内容を確定します。

4.相続放棄の申述、または、限定承認

必要に応じて、相続の開始を知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所に申述します。

5.所得税の申告(準確定申告)

必要に応じて、相続の開始を知った日の翌日から4ヶ月以内に税務署に申告します。

6.遺言の執行・遺産分割

不動産登記、預貯金の名義書換え・払戻し等を行います。

7.相続税の申告・納付

必要な場合は、相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に税務署に申告・納付します。なお、小規模宅地等の特例、配偶者税額控除等の適用を受けるためには申告が必要となります。

<編集後記>

7月中旬、仲間と夏山登山に行ってきました。今回登ったのは、山梨県にある大菩薩嶺(2057m)。標高を見ればそれなりですが、登山口の上日川峠の標高はすでに1580mで、実質的には500mほど登れば山頂に着いてしまうという初心者コース。とはいえ、南アルプスが一望できる稜線歩きは素晴らしく、さすが百名山というべき体験でした。この秋にも、仲間と登山を楽しもうと思います。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様(入管手続)

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!



行政書士

銚立榮一郎事務所

HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立榮一郎事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』
無料請求受付中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。